

内部統制体制基本方針

会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハの規定並びに会社法施行規則第 110 条の 4 の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備（「内部統制体制」）の基本方針について以下のとおり定める。

1. 内部統制体制構築の考え方

当社は、経営の指針である「基本理念」と、業務推進における行動規範である「NICHINO グループ行動憲章」を基本とし、コーポレートガバナンスの充実のために、会社法及び金融商品取引法等により求められる内部統制活動を行う「コンプライアンス委員会」、「リスクマネジメント委員会」及び業務執行部門から独立した監理室を設置する。各委員会が、コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進を行い、また、監理室が財務報告に係る内部統制体制の運用状況を評価することで、財務報告の信頼性と適正性の確保への対応等を行う。また、これらの活動状況を定期的に執行役員会及び取締役会に報告するとともに、取締役会から指示を受け、必要な見直し・改善を実施していくことにより、当社及び当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制活動を推進する。内部統制に係わる個別の業務規程、システム等については「業務体系集成」として整理、保管、更新することにより内部統制体制を支える基盤とする。

尚、本基本方針に記載した当社の内部統制体制については、必要に応じて見直し改定を行い、取締役会において決議する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる文書等の情報（電磁媒体による記録を含む）は情報管理規程に基づき必要な期間、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスクマネジメント委員会」は、当社のリスクの把握、リスクの顕在化予防、顕在化したリスクの影響を最小限に留めるリスク発生対処等を行う。
- (2) 個別のリスクの管理にあたっては、リスクの分類及び各リスクに対する対応のマニュアル化を推進する。全社的な課題と見做されるリスクについては、取締役会が総合的に管理、対応を行う。
- (3) 環境、安全衛生、製品安全等に関するリスクは、「リスクマネジメント委員会」が把握したうえで、「レスポンシブル・ケア推進委員会」が関係部門と連携のもとに個別具体的に対応を行う。
- (4) 「コンプライアンス委員会」、「リスクマネジメント委員会」及び「レスポンシブル・

ケア推進委員会」の3委員会の統括組織である「サステナビリティ委員会」は、3委員会の活動を間接的に支援するとともに、3委員会以外のサステナビリティ関連課題へ取り組む。

- (5) 経理面については経理部が全社的な会計的、計数的管理を担当し、各部門も他部門及び全社の経理内容を確認する。
- (6) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする緊急事態対策総本部を設置して危機管理にあたる。
- (7) 監理室は、当社のリスク管理体制について定期的に監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会に次ぐ重要な機関として執行役員会を開催し、常勤取締役（常勤監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員が出席する。執行役員会では、当社及び当社グループの重要な事業戦略及び経営方針等を機動的に審議・決定することで、経営の効率性を高めるとともに、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメント、レスポンシブル・ケア、人権尊重などの事業活動を推進するため必要となる事項について審議・決定し、当社及び当社グループの社会的責任を果たす。
- (3) 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数委員とするガバナンス委員会を設立し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役候補者の選任プロセス、資質及び指名理由、独立社外取締役にかかる独立性判断基準、取締役会全体の実効性評価、並びに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行うことにより、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。
- (4) 執行役員制度を以て、経営方針の決定と経営の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離し、それぞれの職務の内容を明確化することにより、経営意思決定の迅速化と業務執行の効率化の促進を図る。
- (5) 業務運営の全社共通の指標として3ヵ年の中期経営計画を策定し、本計画の具体化として会計年度の業績計画と予算を設定する。業務執行の責任者、責任範囲、執行手続き等については業務分掌規程、職務権限規程、職務権限基準明細表等に定める。

5. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社のコンプライアンス体制の根幹として「NICHINO グループ行動憲章」及び「日本農薬および NICHINO グループコンプライアンス規程」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底する。
- (2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンス推進活動等を通じて法令遵守の啓

発、指導及び徹底を図る。

- (3) 財務報告に係る内部統制については、財務諸表に影響を与える各部門、支店が、財務報告に係る内部統制に関する整備・運用業務を行い、また監理室が、その運用状況を評価することで、財務報告の信頼性と適正性の確保を図る。
- (4) 化学物質の製造、輸送、廃棄等に関するコンプライアンス活動は「レスポンシブル・ケア推進委員会」が啓発、推進する。
- (5) 当社は、職制、コンプライアンス委員長、及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報体制を整備しており、コンプライアンスを確保するために本体制を適切に運用する。
- (6) 当社及び当社グループは、「NICHINO グループ行動憲章」に反社会的勢力及び団体との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当な要求の断固拒絶を明記する。その精神に則り、反社会的勢力排除に関する意思統一を図り、総務・法務部を対応窓口として組織的に対応し、また警察関係機関等との連携を密にして、反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断する。
- (7) 監理室は、当社のコンプライアンス推進の取り組み状況について定期的に監査を実施する。

6. 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループは、「NICHINO グループ行動憲章」を指針として諸規程、システムを整備し内部統制体制を構築する。
- (2) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関して、以下の体制を定める。
 - a. 当社は、当社グループ各社から重要な経営指標について定期的に報告を受け、重要な案件は事前に協議を行わせる。
 - b. 当社は、所管部門によるモニタリング、監査等を通じて当社グループ各社を適正に管理する。
- (3) 当社グループ各社の損失の危険を管理するために、「日本農薬および NICHINO グループリスクマネジメント規程」に基づき、以下の体制を定める。
 - a. 「グループリスクマネジメント協議会」にて、当社グループ各社のリスクマネジメント上の課題の協議を通じて、当社グループのリスクマネジメント活動を行うことによって管理する。
- (4) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、以下の体制を定める。
 - a. 当社は、当社グループ各社の規模・業容・業態に応じて必要となる間接業務の提供を行い、当社グループの業務の効率的な運営を図る。
- (5) 当社グループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の体制を定める。

- a. 「日本農薬および NICHINO グループコンプライアンス規程」に基づいて開催される「グループコンプライアンス協議会」にて、当社グループ各社のコンプライアンス課題の協議を通じて、当社グループの業務の適正確保を図る。
- (6) 当社の監理室は、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制運用状況を評価することで、財務報告の信頼性と適正性の確保のための当社グループの内部統制について対応を図る。
- (7) 当社の監理室は、当社グループ各社のリスク管理体制及びコンプライアンス推進の取り組み状況について定期的に監査を実施する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及び監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき体制として監理室の中に監査等委員会事務局機能を有している。当該使用人の人事に関する評価、異動等については、人事担当役員が常勤監査等委員である取締役に事前に相談しその意見を求めるなど、恣意的な評価等がなされることの防止を図ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (2) 当社は、監査等委員会から指示を受けた監理室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように配慮する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人にその説明を求める。
- (2) 当社は、使用人の社内通報に関する事項を「日本農薬および NICHINO グループコンプライアンス規程」に定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、使用人から監査等委員会等への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監理室は、内部監査の結果を定期的に監査等委員会に報告する。
- (4) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

(5) 常勤監査等委員である取締役と代表取締役社長とは、適宜意見交換会を開催する。

**9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について
生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員の職務執行に関して生ずる費用については、当社の経費予算の範囲内において、所定の手続により当社が負担する。

制定 2006 年 5 月 23 日

改定 2008 年 4 月 15 日（内部統制統括委員会の設置を追加等）

改定 2015 年 4 月 21 日（6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を一部改定）

改定 2015 年 10 月 20 日（当社のガバナンス体制改定に伴う一部改定。施行日：2015 年 12 月 22 日）

改定 2018 年 3 月 20 日（当社のガバナンス体制改定に伴う一部改定）

改定 2020 年 6 月 26 日（監査等委員会設置会社への移行に伴う一部改定）

改定 2021 年 4 月 20 日（CSR 会議の設置に伴う一部改定）

改定 2023 年 6 月 21 日（経営会議の廃止及び執行役員会の設置に伴う一部改定）

改定 2024 年 4 月 23 日（CSR 会議の執行役員会への統合及びサステナビリティ委員会の設置に伴う一部改定）

改定 2024 年 11 月 17 日（当社グループの呼称を NICHINO グループに統一することに伴う一部改定）

以 上